

『障がい者の福祉』 について関心と理解を深めましょう！

— 12月3日～9日は『障害者週間』です —

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

『障害者差別解消法』をご存知ですか

この法律は障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指したものです。ということが差別になるのかをきちんと判断できる物差しを法律で定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。

障がい者虐待を発見したら報告を！

『障害者虐待防止法』では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人に、通報義務を課しています。気付いた人は、速やかに役場または障害者虐待防止センターに通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

☎ 52-2678 (24時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での『障害者虐待』とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者(雇用主など)からの虐待

◇具体的な『障害者虐待』の例

- ①身体的虐待 とても熱いものを食べさせられる・部屋から出してもらえないなど
- ②性的虐待 お尻や胸をさわられる・裸の写真を撮られるなど
- ③心理的虐待 どなられる・悪口やひどいことを言われるなど
- ④経済的虐待 お金をとられる・お金を渡してもらえないなど
- ⑤放任・放棄(ネグレクト) お風呂に入らせてもらえない・ごはんを食べさせてもらえないなど

『第57回田布施町内一周駅伝競走大会』・

『第41回田布施川桜まつりロードレース大会』の中止について

12月12日(日)に開催予定の『第57回田布施町内一周駅伝競走大会』および令和4年4月開催予定の『第41回田布施川桜まつりロードレース大会』は、新型コロナウイルス感染症対策を施した大会に向け、検討を重ねてきましたが、参加される町民の皆さまの安全を最優先

に考え、開催を中止することとなりました。

本大会を楽しみにされていた皆さまには申し訳ございませんが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇問合せ先 TAIKO スポーツセンター田布施
☎ 52-3832

新入学準備金の入学前支給について

問学校教育課 ☎ 52-5812

令和4年度に小中学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者に新入学準備金を3月に支給します。

◇新入学準備金とは

就学援助制度の支給費目のひとつに、『新入学生学用品費』がありますが、支給時期が入学後の7月であるため、入学時に必要な経費の一部を、入学前の3月に支給することができますように設置された費目です。

◇申請ができる人(以下のすべてに該当)

- ・令和4年3月1日現在で田布施町内に住所を有する人
- ・令和4年4月から、小・中学校の新1年生となる児童生徒

◇申請場所 田布施町教育委員会学校教育課窓口

◇申請期間 12月1日(水)～令和4年1月28日(金)

◇支給認定

令和3年度町民税(所得割額)で判定を行う

◇支給日 令和4年3月中旬(予定)